

# ニセコ町いじめ防止基本方針について

2014年11月  
ニセコ町教育委員会

## いじめ防止基本方針とは

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号、平成25年9月28日施行）に基づき、国・自治体・学校それぞれにおいて定める「いじめ」への対処方針。

### 目的

児童生徒におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため。（いじめ防止対策推進法に規定する文言）

### 区分

- 国の方針 → 策定義務（平成25年10月11日に文科省が策定）
- 自治体の方針 → 策定努力義務＝本町において策定
- 学校の方針 → 策定義務（本町においては平成26年3月までに各学校策定済。各学校のホームページで内容を公開）

- 策定経過
- ・教育委員会内での検討（事務局、教育委員会議）（平成26年度）
  - ・町内校長会議、教頭会議での説明
  - ・意見公募手続き（パブリックコメント）平成26年9月29日～10月20日
  - ・町長協議 平成26年10月

## 社会情勢

- ・学校でのいじめを起因とした非行や犯罪、児童生徒の自殺や自傷、不登校等の諸問題の増加
- ・家庭（保護者）の教育力の低下
- ・教育や学校運営に対する国（文部科学省）の関与強化の動き

児童生徒の生命・身体の保護  
子どもの尊厳・権利の保護  
社会の構成者としての豊かな成長

## ニセコ町いじめ防止基本方針の概要

### 第1章 方針の策定にあたって

- ・児童生徒によるいじめは法律上の禁止行為
- ・方針策定の目的等

### 第3章 いじめ防止対策の内容

- ・学校の取組（町教委と連携した対策）
- ・町の取組（学校の取組への支援等）

### 第2章 いじめ防止対策の基本姿勢

- ・いじめの定義（児童生徒の立場での客観的判断）
- ・対策の理念、取組方針

### 第4章 重大事態への対処

- ・重大事態とは（2つの場合分け）
- ・調査実施の手順、調査組織による調査

児童生徒・保護者、  
学校、町教委、町、  
関係機関が連携協  
力した対処と解決

